

年金

老齢基礎年金

対象

原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合せて10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。
※平成29年8月から10年以上となりました。

内容

20歳から60歳に達するまでの40年間、すべての期間の保険料を納付した方には年額777,800円が支給されます。保険料納付済期間が40年に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。

支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月

◆担当：保険年金課国民年金係 内線2112・2113

年金額について

令和四年度の年金額は、法律の規定(物価、賃金変動)により令和三年度額から0.4%マイナスの改定となり、老齢基礎年金の満額は777,800円(年額)となります。

◆担当：保険年金課国民年金係 内線2112・2113

